

4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別，罪名別及び開廷回数別）は，図表66ないし図表68のとおりである。なお，評議時間は，最終評議のみの時間であり，中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6
自白	623	32	102	144	143	101	50	51	541.9
否認	559	3	24	73	73	86	82	218	917.7

（注）刑事通常第一審事件票による実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6
殺人	290	4	21	44	43	44	30	104	924.7
強盗致傷	229	9	38	47	39	29	29	38	625.9
傷害致死	118	3	12	28	13	22	14	26	679.3
現住建造物等放火	110	5	7	21	21	21	18	17	636.1
覚せい剤取締法違反	106	4	15	15	27	17	11	17	622.8
(準)強制わいせつ致死傷	97	6	16	20	23	20	6	6	542.2
(準)強姦致死傷	82	1	9	13	20	14	11	14	660.8
麻薬特例法違反	31	1	2	10	9	7	-	2	547.7
危険運転致死	26	1	-	7	7	2	1	8	681.3
強盗致死(強盗殺人)	18	-	-	3	2	1	4	8	927.0
強盗強姦	16	-	2	3	2	3	1	5	731.3
集団(準)強姦致死傷	12	-	-	-	5	-	-	7	1193.8
偽造通貨行使	7	1	1	2	1	-	2	-	503.3
傷害	7	-	-	-	-	-	2	5	1284.3
保護責任者遺棄致死	6	-	-	1	-	4	-	1	690.8
通貨偽造	4	-	3	1	-	-	-	-	321.3
(準)強姦	4	-	-	-	-	2	-	2	841.3
銃刀法違反	4	-	-	1	-	-	2	1	707.5
逮捕監禁致死	3	-	-	-	-	-	-	3	1471.7
強盗	3	-	-	-	-	-	-	3	1065.7
非現住建造物等放火	2	-	-	-	2	-	-	-	555.0
激発物破裂	2	-	-	-	2	-	-	-	575.0
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	1	-	-	655.0
保護責任者遺棄等	1	-	-	-	-	-	-	1	1648.0
営利拐取等	1	-	-	-	-	-	-	1	1230.0
爆発物取締罰則違反	1	-	-	1	-	-	-	-	470.0
麻薬取締法違反	1	-	-	-	-	-	1	-	785.0

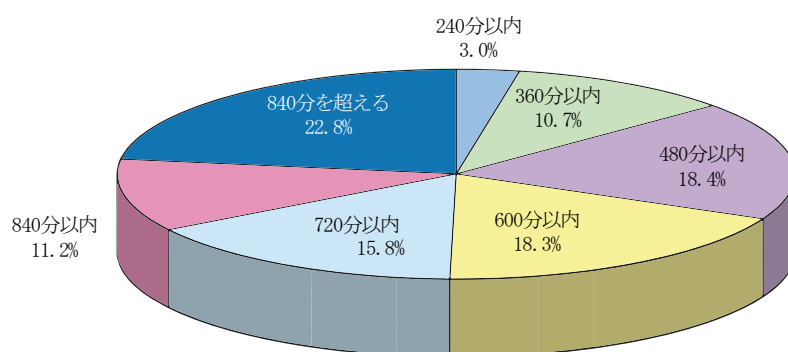
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間(分)	
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える		
総数	1,182	35	126	217	216	187	132	269	719.6	
開 廷 回 数	2回以下	24	4	8	6	3	1	2	-	400.1
	3回	389	25	80	101	85	62	26	10	490.6
	4回	358	5	34	77	78	61	42	61	622.4
	5回	185	-	1	20	29	32	36	67	814.6
	6回以上	226	1	3	13	21	31	26	131	1,224.0

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。



5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、庁別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

	判決人員	う ち 自 白		う ち 否 認	
		うち 控訴	うち 控訴	うち 控訴	うち 控訴
総数	1,182	623	145	559	289
現住建造物等放火	110	64	13	46	26
殺人	290	129	28	161	69
強盗致傷	229	123	29	106	58
傷害致死	118	63	17	55	27
覚せい剤取締法違反	106	40	8	66	48
(準)強制わいせつ致死傷	97	79	15	18	8
(準)強姦致死傷	82	36	11	46	24
麻薬特例法違反	31	26	6	5	1
危険運転致死	26	16	4	10	5
強盗致死(強盗殺人)	18	7	3	11	7
強盗強姦	16	8	1	8	4
集団(準)強姦致死傷	12	10	8	2	1
偽造通貨行使	7	6	1	1	1
傷害	7	1	-	6	2
保護責任者遺棄致死	6	2	1	4	3
通貨偽造	4	4	-	-	-
(準)強姦	4	3	-	1	-
銃刀法違反	4	2	-	2	1
逮捕監禁致死	3	-	-	3	3
強盗	3	-	-	3	1
非現住建造物等放火	2	1	-	1	-
激発物破裂	2	2	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	-	-	1	-
営利拐取等	1	-	-	1	-
爆発物取締罰則違反	1	-	-	1	-
麻薬取締法違反	1	-	-	1	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 庁別・終局区分別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	一部無罪・有罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,206	1,160	11	8	2	25
東京地裁本庁	102	97	1	-	-	4
東京地裁立川支部	21	21	-	-	-	-
横浜地裁本庁	57	56	1	-	-	-
横浜地裁小田原支部	15	15	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	64	60	-	2	-	2
千葉地裁本庁	136	135	-	1	-	-
水戸地裁本庁	25	22	-	-	-	3
宇都宮地裁本庁	18	17	-	-	-	1
前橋地裁本庁	13	13	-	-	-	-
静岡地裁本庁	9	9	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	11	11	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	7	7	-	-	-	-
甲府地裁本庁	9	9	-	-	-	-
長野地裁本庁	8	8	-	-	-	-
長野地裁松本支部	2	2	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	8	-	-	-	1
大阪地裁本庁	103	92	4	2	-	5
大阪地裁堺支部	21	19	-	-	-	2
京都地裁本庁	23	22	-	1	-	-
神戸地裁本庁	42	39	-	-	-	3
神戸地裁姫路支部	7	6	-	-	-	1
奈良地裁本庁	13	11	1	-	-	1
大津地裁本庁	8	8	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	10	10	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	63	63	-	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	31	29	-	-	2	-
津地裁本庁	12	12	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	15	15	-	-	-	-
福井地裁本庁	6	6	-	-	-	-
金沢地裁本庁	1	1	-	-	-	-
富山地裁本庁	3	3	-	-	-	-
広島地裁本庁	28	28	-	-	-	-
山口地裁本庁	8	7	-	-	-	1
岡山地裁本庁	19	19	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	5	5	-	-	-	-
松江地裁本庁	2	2	-	-	-	-
福岡地裁本庁	46	42	2	1	-	1
福岡地裁小倉支部	35	34	1	-	-	-
佐賀地裁本庁	8	8	-	-	-	-
長崎地裁本庁	3	3	-	-	-	-
大分地裁本庁	7	7	-	-	-	-
熊本地裁本庁	7	7	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	18	18	-	-	-	-
宮崎地裁本庁	11	11	-	-	-	-
那覇地裁本庁	17	17	-	-	-	-
仙台地裁本庁	11	11	-	-	-	-
福島地裁本庁	7	7	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	4	4	-	-	-	-
山形地裁本庁	3	3	-	-	-	-
盛岡地裁本庁	3	3	-	-	-	-
秋田地裁本庁	5	5	-	-	-	-
青森地裁本庁	6	6	-	-	-	-
札幌地裁本庁	28	27	-	1	-	-
函館地裁本庁	6	6	-	-	-	-
旭川地裁本庁	7	6	1	-	-	-
釧路地裁本庁	5	5	-	-	-	-
高松地裁本庁	10	10	-	-	-	-
徳島地裁本庁	6	6	-	-	-	-
高知地裁本庁	8	8	-	-	-	-
松山地裁本庁	19	19	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	1,206	1,160	11	8	2	25
殺人	295	285	1	4	-	5
強盗致傷	239	226	1	1	-	11
傷害致死	118	117	-	1	-	-
現住建造物等放火	112	108	2	-	-	2
覚せい剤取締法違反	106	104	2	-	-	-
(準)強制わいせつ致死傷	98	97	-	-	-	1
(準)強姦致死傷	84	81	1	-	-	2
麻薬特例法違反	31	31	-	-	-	-
危険運転致死	26	26	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	19	16	1	1	-	1
強盗強姦	18	16	-	-	-	2
集団(準)強姦致死傷	12	10	-	-	2	-
偽造通貨行使	7	7	-	-	-	-
傷害	7	7	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	7	5	-	1	-	1
通貨偽造	4	4	-	-	-	-
(準)強姦	4	4	-	-	-	-
銃刀法違反	4	3	1	-	-	-
逮捕監禁致死	3	3	-	-	-	-
強盗	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-
激発物破裂	2	2	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	-	1	-	-	-
営利拐取等	1	1	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	1	1	-	-	-	-
麻薬取締法違反	1	-	1	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。
 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 5 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表7-1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員

	終局人員	終局区分別															控訴申立人員	控訴率（％）	
		有罪													無罪	家裁へ移送			その他
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役									3年以下					
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	執行猶予						
総数	1,206	1,171	4	18	7	13	46	122	219	242	228	75	197	88	8	2	25	434	36.8
殺人	295	286	2	7	5	9	28	49	45	37	35	14	55	17	4	-	5	97	33.4
強盗致傷	239	227	-	-	-	-	5	12	41	64	63	9	33	21	1	-	11	87	38.2
傷害致死	118	117	-	-	-	-	-	5	27	34	27	8	16	3	1	-	-	44	37.3
現住建造物等放火	112	110	-	-	-	-	2	4	7	18	33	10	36	19	-	-	2	39	35.5
覚せい剤取締法違反	106	106	-	-	-	1	4	15	53	27	5	-	1	-	-	-	-	56	52.8
(準)強制わいせつ致死傷	98	97	-	-	-	-	-	1	2	5	30	24	35	19	-	-	1	23	23.7
(準)強盗致死傷	84	82	-	1	1	-	3	17	22	22	12	1	3	1	-	-	2	35	42.7
麻薬特例法違反	31	31	-	-	-	-	-	1	6	15	7	2	-	-	-	-	-	7	22.6
危険運転致死	26	26	-	-	-	1	1	5	7	7	3	1	1	-	-	-	-	9	34.6
強盗致死(強盗殺人)	19	17	2	10	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-	1	-	1	10	55.6
強盗強姦	18	16	-	-	1	2	1	6	1	3	1	-	1	1	-	-	2	5	31.3
集団(準)強盗致死傷	12	10	-	-	-	-	2	2	4	2	-	-	-	-	-	2	-	9	90.0
偽造通貨行使	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	5	-	-	-	-	2	28.6
傷害	7	7	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	2	2	-	-	-	2	28.6
保護責任者遺棄致死	7	5	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2	-	-	1	-	1	4	66.7
通貨偽造	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	-	-	-	-	-
(準)強姦	4	4	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
銃刀法違反	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	1	25.0
逮捕監禁致死	3	3	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	3	100.0
強盗	3	3	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	33.3
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-
激発物破裂	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
保護責任者遺棄等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
営利拐取等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
麻薬取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、免訴、公訴棄却、移送等である。
 3 禁錮刑及び罰金刑の終局人員はない。
 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
 5 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 6 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準として作成する刑事控訴事件票に基づくデータであることに留意を要する。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成27年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	控訴審 終局 人員 総数	被 告 人 側							検 察 官							(参考) 第一審 終局 人員
		控訴審 終局人 員	刑事法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑事法 377・ 378条	訴訟手 続の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	
総数	438	431	16	101	311	286	34	4	8	-	4	3	3	-	-	1,206
死刑	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
無期懲役	11	11	1	7	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18
有 期 懲 役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	25年以下	7	7	-	3	6	3	2	-	-	-	-	-	-	-	13
	20年以下	26	24	1	5	20	13	2	-	1	-	1	-	-	-	46
	15年以下	70	70	3	15	49	49	2	-	-	-	-	-	-	-	122
	10年以下	138	137	6	28	86	97	11	2	3	-	1	2	1	-	219
	7年以下	80	80	3	19	63	57	4	1	-	-	-	-	-	-	242
	5年以下	66	66	2	17	54	40	7	-	-	-	-	-	-	-	228
	3年以下	37	35	-	7	24	18	6	1	2	-	2	-	-	-	272
うち 執行猶予	9	7	-	3	1	7	-	-	2	-	2	-	-	-	197	
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	2	-	-	8
免訴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。
 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。
 4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
 5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員	(参考) 第一審終局人員
		控訴棄却	破棄差戻	うち397条1項法のよるもの	破棄自判	うち397条1項法のよるもの	取下げ	その他		
総数	438	340	5	5	57	25	36	-	167	1,206
死刑	1	1	-	-	-	-	-	-	1	4
無期懲役	11	10	-	-	1	1	-	-	10	18
有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	7
	25年以下	7	4	1	1	1	-	1	1	13
	20年以下	26	21	-	-	2	2	3	11	46
	15年以下	70	55	1	1	8	3	6	30	122
	10年以下	138	113	1	1	14	6	10	53	219
	7年以下	80	60	-	-	12	6	8	28	242
	5年以下	66	50	-	-	12	5	4	22	228
	3年以下 うち執行猶予	37 9	24 5	2 2	2 2	7 -	2 -	4 2	- -	11 5
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	2	2	-	-	-	-	-	-	-	8
免訴	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

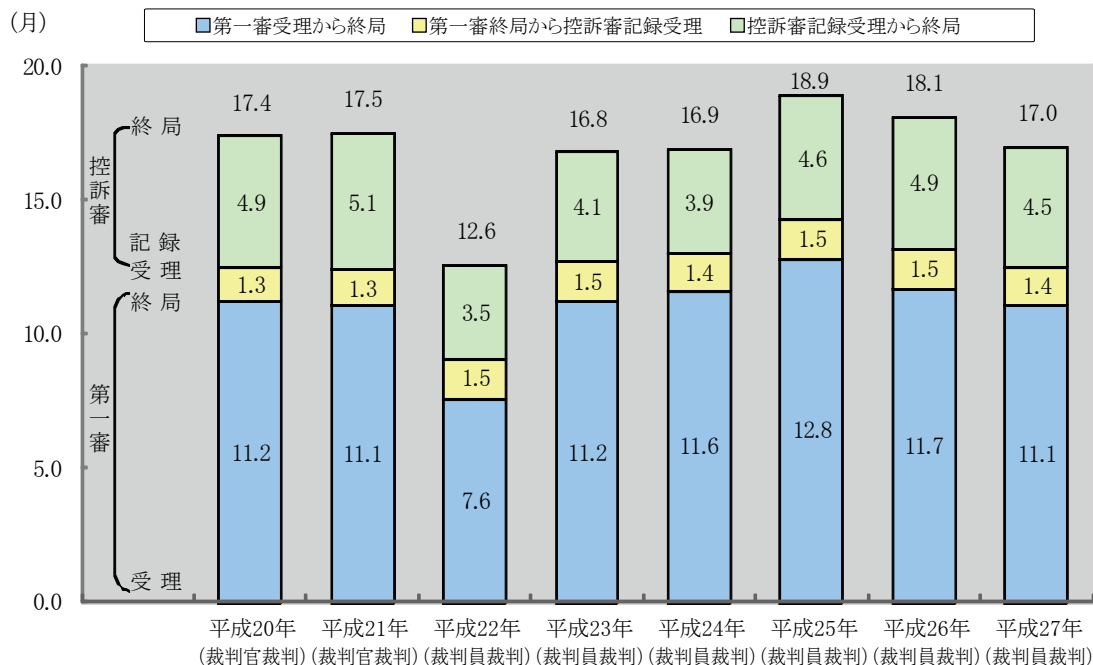
	破棄人員
終局人員	438
破棄人員 (破棄率(%))	62 (14.2)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	2
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	1
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	3
量刑不当(刑事訴訟法381条)	3
事実誤認(刑事訴訟法382条)	24
判決後の情状(刑事訴訟法393条2項)	32
その他	-

(注) 1 刑事控訴事件票による実人員である。

2 破棄理由が2以上の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。
よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



- (注) 1 刑事控訴事件票による。
 2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。
 なお、上記「危険運転致死」は、平成27年においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。
 3 終局人員は、平成22年(215人)、平成23年(452人)、平成24年(397人)、平成25年(367人)、平成26年(356人)及び平成27年(353人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成22年から平成27年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方							
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	177	56	39	68	94	127	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	1	2	-	-	
控訴棄却	156	52	34	62	84	114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	3	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	1	2	-	-	
	有期懲役	30年以下	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	3	-	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15年以下	3	-	2	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10年以下	3	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7年以下	6	1	1	1	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5年以下	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3年以下	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち執行猶予	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
破棄差戻し・移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 刑事上告事件統計カードによる実人員である。
 2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。
 3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
 4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

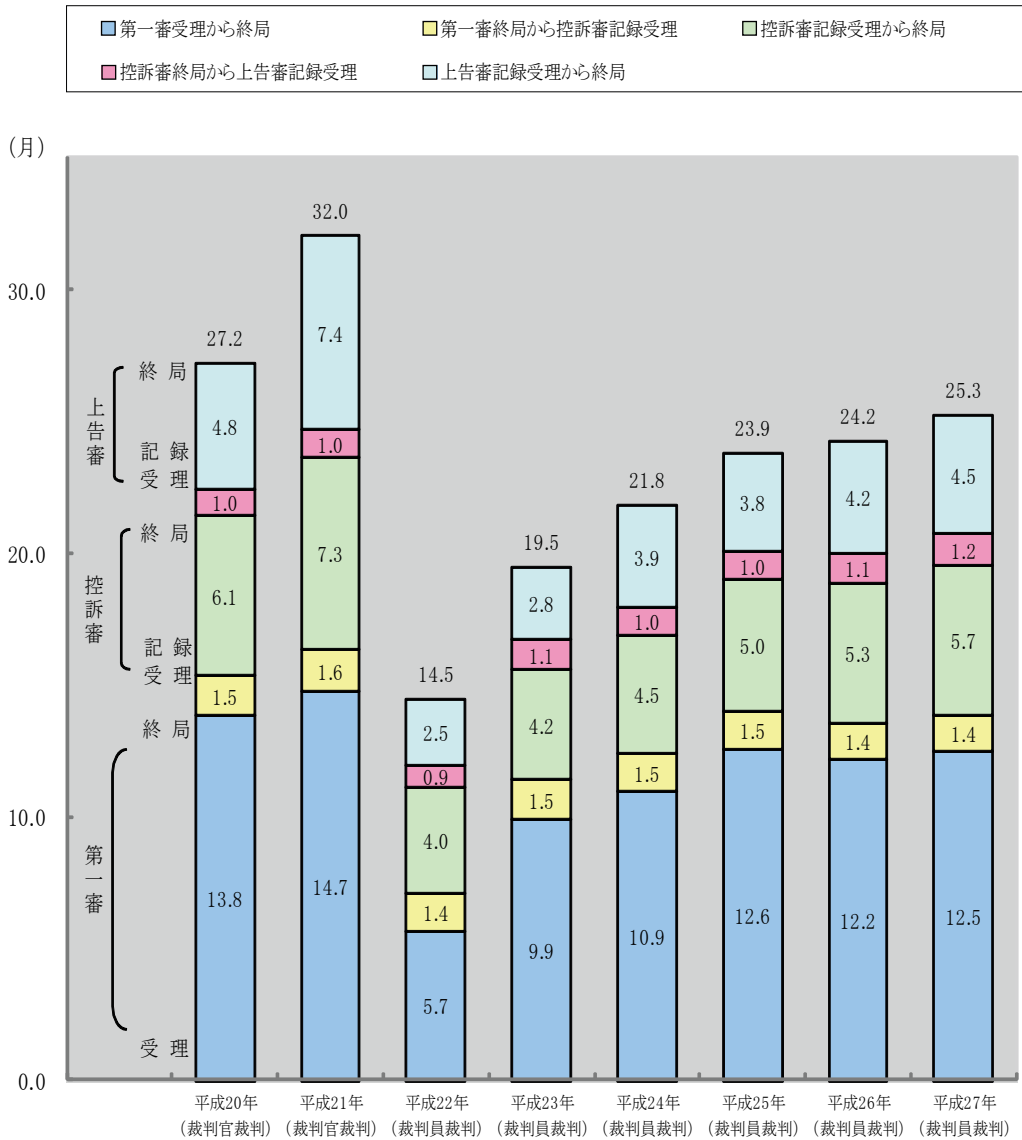
図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果	上告審 終局 人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	
		判決	決定	差戻し ・移送	自判			
総数	177	3	154	-	-	-	20	
控訴棄却	156	3	137	-	-	-	16	
破棄 自判	死刑	-	-	-	-	-	-	
	無期	3	-	3	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	1	-	1	-	-	-
		25年以下	-	-	-	-	-	-
		20年以下	3	-	3	-	-	-
		15年以下	3	-	2	-	-	1
		10年以下	3	-	2	-	-	1
		7年以下	6	-	4	-	-	2
		5年以下	1	-	1	-	-	-
		3年以下	1	-	1	-	-	-
		うち執行猶予	1	-	1	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-		
破棄差戻し・移送	-	-	-	-	-	-		
公訴棄却	-	-	-	-	-	-		

(注) 刑事上告事件統計カードによる実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 刑事上告事件統計カードによる。

2 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強姦わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身代金拐取、拐取者身代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名のものに限る。

3 終局人員は、平成22年(裁判員裁判)(33人)、平成23年(裁判員裁判)(154人)、平成24年(裁判員裁判)(173人)、平成25年(裁判員裁判)(159人)、平成26年(裁判員裁判)(170人)及び平成27年(裁判員裁判)(133人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(裁判官裁判)(259人)及び平成21年(裁判官裁判)(277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況に関する統計数値を示し、最後に、4)裁判員等に対する制裁の状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が 選任された人員	国選弁護人が 選任された人員
総数	1,182	211 (17.9)	1,022 (86.5)
殺人	290	42 (14.5)	261 (90.0)
強盗致傷	229	35 (15.3)	205 (89.5)
傷害致死	118	26 (22.0)	97 (82.2)
現住建造物等放火	110	6 (5.5)	104 (94.5)
覚せい剤取締法違反	106	10 (9.4)	98 (92.5)
(準)強制わいせつ致死傷	97	28 (28.9)	72 (74.2)
(準)強姦致死傷	82	17 (20.7)	72 (87.8)
麻薬特例法違反	31	15 (48.4)	19 (61.3)
危険運転致死	26	10 (38.5)	18 (69.2)
強盗致死(強盗殺人)	18	3 (16.7)	18 (100.0)
強盗強姦	16	4 (25.0)	12 (75.0)
集団(準)強姦致死傷	12	-	12 (100.0)
偽造通貨行使	7	2 (28.6)	5 (71.4)
傷害	7	1 (14.3)	7 (100.0)
保護責任者遺棄致死	6	2 (33.3)	4 (66.7)
通貨偽造	4	1 (25.0)	3 (75.0)
(準)強姦	4	1 (25.0)	3 (75.0)
銃刀法違反	4	1 (25.0)	3 (75.0)
逮捕監禁致死	3	3 (100.0)	-
強盗	3	-	3 (100.0)
非現住建造物等放火	2	-	2 (100.0)
激発物破裂	2	2 (100.0)	-
建造物等以外放火	1	-	1 (100.0)
保護責任者遺棄等	1	-	1 (100.0)
営利拐取等	1	1 (100.0)	1 (100.0)
爆発物取締罰則違反	1	1 (100.0)	-
麻薬取締法違反	1	-	1 (100.0)

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 () は判決人員に対する割合(%)である。

4 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、主要罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人	
		人数	割合(%)
総数	1,182	126	(10.7)
殺人	290	7	(2.4)
強盗致傷	229	9	(3.9)
傷害致死	118	2	(1.7)
現住建造物等放火	110	2	(1.8)
覚せい剤取締法違反	106	86	(81.1)
(準)強制わいせつ致死傷	97	2	(2.1)
(準)強姦致死傷	82	5	(6.1)
麻薬特例法違反	31	4	(12.9)
危険運転致死	26	-	
強盗致死(強盗殺人)	18	3	(16.7)
強盗強姦	16	-	
集団(準)強姦致死傷	12	3	(25.0)
偽造通貨行使	7	-	
傷害	7	1	(14.3)
保護責任者遺棄致死	6	-	
通貨偽造	4	-	
(準)強姦	4	-	
銃刀法違反	4	1	(25.0)
逮捕監禁致死	3	-	
強盗	3	-	
非現住建造物等放火	2	-	
激発物破裂	2	-	
建造物等以外放火	1	-	
保護責任者遺棄等	1	-	
営利拐取等	1	-	
爆発物取締罰則違反	1	-	
麻薬取締法違反	1	1	(100.0)

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 () は判決人員に対する割合(%)である。

3 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	126
タイ語	23
英語	22
中国語	19
北京語	17
広東語	2
ペルシャ語	11
スペイン語	9
フィリピン(タガログ)語	8
ポルトガル語	7
韓国・朝鮮語	5
ベトナム語	2
ドイツ語	2
ネパール語	2
フランス語	2
ロシア語	2
チェコ語	2
ルーマニア語	2
インドネシア語	1
シンハラ語	1
トルコ語	1
タミール語	1
スウェーデン語	1
スロバキア語	1
デンマーク語	1
リトアニア語	1

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、図表81のとおりであり、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対し、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は45件あった。

なお、手話通訳人等を付した被告人はいなかった。

図表80 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員
(該当なし)

図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手続期日に出席した裁判員候補者	選任された裁判員・補充裁判員
総数	32,598	9,060
うち手話通訳	9	-
うち要約筆記	5	1
うち点字翻訳	2	-

- (注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
2 1以外の人員は、刑事局への個別報告による実人員であり、概数である。

裁判員候補者及び裁判員等に対する制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。

図表82 裁判員法違反事件の処理状況
(該当なし)